

中世四条河原の歴史

―河原者の生活―

下坂 守

はじめに

I 「四条道場前」の「河原者家」

1 天狗草紙「伝三井寺巻」第五段

ある天狗酔狂のあまり四条河原辺において、肉食せむとしけるに、穢多、肉に針をさしておきたるをしらすしてにきてけるに、はり(針)を手なたて、すてんとしけれとも、すてかね、穢多童にとられてく(首)ひをねち(殺)ころされにけり

(補注)『魔仏一如絵詞』の鳥の羽をむしる女性の言葉「わかとりにてありける、よきはねかな」

2 一遍上人絵伝

同七年閏四月十六日、関寺より四條京極の釈迦堂にいり給、貴賤上下群れをなして人八かへり見る事あたはず、車はめぐらすことをえさりき

3 師郷記 宝徳三年(二四五二)六月十四日

神幸還御。四條道場前において、駕与丁と河原者と喧嘩す。駕与丁等、河原者家等に放火せしむるの間、たちまち以て焼亡す。駕与丁、神輿を路次に棄て奉るの間、侍所宿の駕与丁等、神幸を成し奉ると云々。希代の事也。

4 鹿苑日録 天文五年(一五三六)五月十三日

夜半火気空に浮ぶ。四條道場の前、河原者宿所と云々。小兒馬牛、焼けると云々。

5 余部文書 永祿九年(一五六六)四月二十二日

錦小路青屋の優婆買得下地ノ畑共、此方申分相果て、去年作毛の儀、これを申し付く。実儀なきの処、京都錯乱の砌、彼立毛、惣中として預け置くの由に候。早々に返し付くべし。勿論当作の事は、元の如く青屋優婆ニ申し付く者也。よつて状、件の如し。

永祿九

卯月廿二日

長逸(花押)

余部図司

惣中

6 前田玄以下知状(折紙) 天正十九年(一五九二)八月 『大雲院文書』

余部屋敷の内、浄教寺、透玄寺、春長寺の事。末代ともに大雲院次第たるべく候。よつて後日のための状、件の如し。

天正拾九

民部卿法印

八月二日

玄以(花押)

大雲院

7 余部文書 天正十五年(一五八七)

恐れながら余部村由緒書、差し上げ奉り候

一、余部村の儀、往古より御公儀様御用相勤め申し候。先年居住仕候古地、四条余部村所ハ、則大雲院屋敷ニて御座候。この所、天正十五丁亥年、太閤秀吉公、上意によつて只今居住仕候余部村ニて代地仰せ付けなされ候。京都御所司代前田玄以様。

8 祇園社本縁雑録

御地広さ百間に九十間也

天正十九年の比か。この外あまへ屋敷、三条ノ川の東、祇園境内へ替え遷る也。昔のあまへ屋敷ハ京極四条下ル大雲院屋敷ノ程云々。

II 「洛中洛外図」等に見る「四条河原」

表1 「洛中洛外図」等に見る「四条河原」周辺の風景

作品名	大鳥居	神幸	四条道場 (門)	冠者殿社	同社の鳥居	大エノキ	河原の家々	竹藪	垣
1 洛中洛外図(歴博甲本)	○	○	○(2)	○	○	○	○	○	×
2 洛中洛外図(東博模本)	○	○	○(西櫓)	○	○	○	○	○	○
3 洛中洛外図(歴博乙本)	○	○	○(2)	○	○	○	○	○	○
4 洛中洛外図(上杉本)	×	○	○(西櫓)	○	○	○	○	○	○
5 洛中洛外図帖	○	○	○(1)	○	○	?	○	○	○
6 東山名所図	○	○	○(2)	○	○	○	○	○	○
7 洛外名所図	×	×	○(2)	○	○	○	○	○	○
8 日吉山王・祇園祭礼図	○	×	○(東櫓)	○	○	○	○	△	○
9 祇園社大政所絵図	○	○	×	○	○	○	○	△	△

注) ○印は当該事物が描写されていることを、また×印はそれが描写されていないことを示す。さらに当該事物が確定はできないものは△印で、霞で隠されているものは―印で示した。

9 巖助大僧正記 天文十三年(一五四四)七月

七月九日、大洪水。京中の人馬数多流失す。在家・町町の釘拔・門戸ことごとく流失す。四條・五條橋、祇園大鳥井流失す。

10 言繼卿記 天文十三年(一五四四)七月

九日、丙午、大雨。晚天晴。大洪水。(中略)洛中洛外もつての外の洪水。前代未聞の事也。小川の船橋等、家多く破れ流る。人多く死すと云々。下京の家流る。四條大鳥居流失す。四條・五條橋落つ。

11 祇園大政所神主願書案 元和三年(一六一七)三月十三日 『祇園社記』二十三

謹言上

一、祇園御旅所大政所ハ、我等先祖助正御霊夢ニより、祇園牛頭天王助正屋敷へ神事あつて、東洞院高辻屋敷四町まち、七百年はかりつたはりもちきたり申候處に、天正十九年に御宮ひきに、四町まちのかへの地として、北ハ四条道場のやふかきり、南ハ貞安のやふかきり、此間北南拾貳間、東ハ惣堀のといのきはまて、西東八拾間、徳善院より松田勝右衛門御奉行にて御渡しなされ候、(中略)

元和三年 御旅所大政所
三月十三日 神主判

12 祇園社本縁雑実記 慶長四年(一五九九)

同七年春、医師与庵法印、家康公へ申上ラル、去ル天正十八年、四條・五條之京極ノ道ヲ閉テ、六條坊門ニ大橋ヲ掛ラルヨリ祇園会御渡モ三條へ神幸シ奉ラル、四條通ヲ開テ往還アラシメ玉ハン事、衆人之願之由、言上セラレケレハ、四條筋ハカリ開玉ヒテ、当年ヨリ六月祭礼ニ四條ヲ直ニ御旅所へ渡御シ奉ラル

13 扁額規範 延宝四年（一六七六）六月（延宝四年より今文政四年に至る百四十六年なり）

老人の話云、御旅町通河原町の西に土居の石垣東西にありしか、今ハ其地にも家建して見へずと云へり、榎の木ハ秀吉公旅所を此地に移し給ふ以前よりありて、大樹なりしが、安永三年六月の大風に倒る、今ある所の木ハ天明京火後植る所なり、

14 都名所図会 三

旅所を今の地に移す事ハ秀吉公の命なり、図中旅所の前に大成榎あり、此木は旅所を此地に移す以前よりありて、枝葉繁茂し旅所の地を覆ふ、細川玄以が句に、「涼しさは榎の木もやらぬ木陰かな」と云へるも此樹陰を詠たる也、此樹安永三年の大風に倒れたり、

III 「四てうのあおや」の風景

15 雍州府志 八

藍汁を以て衣服を染めるものを、青屋又は藍屋と称す、今の如くは、紺屋を染家の通称となす、その中、青屋は元穢多の種類なり、穢多ならびに青屋、刑戮あるごとに、この徒必ずその場に出で、かの事に預り、あるいは尸を磔にし、あるいは首を梟す。

16 雍州府志 六

藍 九條辺りに専らこれを種る、凡そ染家の用いるところ、夏夷ともに九条の藍を需む。その染色青くして麗也。

17 自戒集

穢字家有按藍船 染作異高潤色禪 若踞小笠原殿砌 定有十文一疋銭

穢多ヲ穢字ト云ハ公家語也、エモシノ家ニモミアイノ船アリ、

(注3) 穢字の家に按藍の船有り 染め作す、異高、潤色の禪。若し小笠原殿の砌に踞すれば、定めて十文一疋の銭有らん。(平野宗浄編『一休和尚全集』三)

18 蔭涼軒日録 延徳二年（一四九〇）二月十六日

去る十日喧嘩。昨日初めてこれを承る。先々無為の儀、目出也。両所へこれを申す。礼部の若党一人・中間二人、当座に討たれる。討ち手は三条殿の被官と云々。けだし藍の公事、これにより河原者分上る事也。

III 青屋と紺屋

19 廿一口方評定引付 永享三年（一四三一）七月三十日

一、寝藍の事。寺家の境内は向後藍寝の儀これあらば、その身においては、境内を追い出すべし。住宅・雑物においては、闕所にせられるもの也。この段、境内にことごとく公人をもつて相触るべきの由、評儀し畢んぬ。

20 室町幕府奉行人連署奉書 永正七年（一五一〇）

『東寺百合文書』ニ 三条中納言家雜掌申す寝藍の事。往古より九條座中の外、その沙汰いたさざるの處、近年雜掌に任せ、当所の地下人等、かの業を張行せしむと云々。はなはだ然るべからず、所詮、以前の御成敗といひ、向後はいよいよ非望の新儀を停止せられるの上は、堅く下知を加えらるべし。承引せざるの輩は、注進にしたがい罪科に処せらるべきの由、仰せ出され候也。よつて執達件の如し。

永正七年

六月三日

長秀（花押）

英致（花押）

東寺雜掌

21 諸色留帳 享保六年（一七二二）十一月

享保六年丑十一月、天部村年寄、六条村年寄、川崎村年寄、右三ヶ村年寄中相談、此度京都町中にかう屋数多在之、あい壺を立、あい染致し候故、青屋なみの役儀致し候様にいづれも相談の上、御願申上候筈に相極り、則御願書年寄中天部村にて仕候て、小川通御池上ル西かわ中村孫市様方へ見せ候て、願ひ申す筈にて御座候へ共、其後相やめ申候。

乍 恐奉願上口上書

我々共断罪役年寄共にて御座候

一、往古より京都町中断罪諸式御用、并に牢屋敷外番、あい染屋共あい壺をすへ、あい染仕候面々より役銭相集め御役儀相勤来り候事

一、京都市中に紺屋、近年あい壺すへ、あい染仕候に付、あい染屋の内、商売仕舞候もの多御座候故、集り銭次第にげんし、私共下のもの共、殊の外、困窮仕迷惑仕候

22 河内屋又右衛門願書 天明二年（一七八二）十二月 『京都藍問屋』一卷

乍恐奉願口上書

一、京都地廻にて立葉藍の儀、是迄問屋と申す義、御座なく、（中略）私、右の葉藍取締問屋の願ひ上げ奉り候。（中略）

一、阿州にて作り立候藍玉の義、京都地廻り村々にて作り立候藍葉とハ、染職遣イ方相分これあり、葉藍の義ハ藍染職ニ藍用ヒ、藍玉之義ハ紺屋職ニ相用ヒ候義ニ御座候。

むすび

23 日本三代実録 貞觀元年（八五九）二月十一日

右大臣從二位兼行左近衛大将藤原朝臣良相奏請、以私第一区、建崇親院、安置藤原氏女無居宅者、便隸施葉院、

24 類聚三代格 昌泰四年（九〇二）四月五日

太政官符

応聴耕作崇親院所領地五町事

在山城国愛宕郡

右得彼院解備、「一件 地在四條大路南、六條愍愍坊門小路北、鴨河堤西、京極大路東、皆是 依省符并公驗、売買人居之処也、去貞觀二年創建件院之日、遷立彼屋舎、以為収養氏女之房室也、其中有大泉、宜於溉灌、仍加墾開聊殖粳稻充院中用、而太政官同十三年閏八月十四日下山城国符備、『鴨河堤東西除公田之外、諸家所耕作水陸田皆尽禁遏無復令當、縱雖公田為堤可成害者、猶復莫令耕作』者、由是頃年不耕、既成荒地、今檢太政官去寛平八年四月十三日下同国符備、『可聴耕作三條大路以北北辺以南水陸田廿二町百九十 五歩』者、凡所以制堤東西水陸田者、為完堤防避水害也、而件院田在堤西、去堤五六 段、池水饒多、地脈卑湿、不可成堤防之害也、望請、殊給公使先被実檢、若無堤害、准諸家并百姓等、復旧被聴耕作、謹請处分」者、左大臣宣、奉勅、依請、昌泰四年四月五日

参考文献

丹生谷哲一	青屋賤視の歴史的背景	日本中世の身分と社会	塙書房	1993年
川嶋将生	四条河原の歴史的環境	室町文化論考	法政大学出版局	2008年
山本尚友	新青屋考	京都部落史研究所紀要4	京都部落史研究所	1984年
辻ミチ子	京都における四座雑色	部落問題研究4	部落問題研究所	1959年
宮島新一	浴外名所図屏風	國華1331	國華社	2006年
上野友愛	「東山名所図屏風」にこころ	國華1331-1	國華社	2006年
梅津次郎	「魔佛一如繪詞考」	美術研究123	帝國美術院附屬美術研究所	1942年
黒田日出男	「歴史をみなおす10 中世を旅する人々」	朝日百科	朝日新聞社	1993年
石井正敏	「崇親院に関する二・三の問題点」	古代文化32-5	古代学協会	1980年
下坂守	「中世「四条河原」考	中世寺院社会と民衆	思文閣出版	2004年